

特定非営利活動法人 青森 ITS クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人青森 ITS クラブと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国における道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上などを図るために、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム(Intelligent Transport Systems、以下 ITS)について調査・研究し、普及・啓発を図るとともに、ITS 関連事業を実施することを通じ、国民の生活向上並びに経済、産業の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救済活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 科学技術の振興を図る活動
- (11) 経済活動の活性化を図る活動
- (12) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ITS 関連機関・企業からの情報収集事業
- (2) わが国における ITS の必要性・可能性についての研究事業
- (3) 日本国民に対しての普及啓発活動事業
- (4) わが国の ITS 関連産業の振興を図る事業
- (5) ITS 技術・アイデアの総合的なネットワークを構築する事業
- (6) わが国の道路交通事情の調査・分析及び交通事情の改善を図る事業
- (7) 交通及び IT 全般に関する事業
- (8) ITを使った福祉マップ等の作成事業
- (9) ITを使った地域の子育て支援事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人及び団体
- (2) 準会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 入会の承認は、理事会にて行う。ただし、入会を承認しない正当な理由がない限り入会を認めるものとする。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 会員である団体が消滅したとき
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合には、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 法第20条各号及び第21条の規定に抵触する者は、この法人の役員となることはできない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、理事長の職務代行者の順序は、理事長があらかじめ指名しておくものとする。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 法第18条各号に定められた職務
 - (2) 法第18条第5号の規定により意見を述べるため、理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により、又は増員によって就任した役員任期は、各々の前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障をきたすと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 報酬を受けることができる役員は、その総数の3分の1以下の範囲内とする。

- 2 役員には、その職務を遂行するために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき
 - (3) 法第18条第4号の規定に基づき、監事が招集したとき
 - (4) その他理事長が必要と認めたとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定により、招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも5日前までに正会員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、前条第2項第3号の場合にこれを準用する。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中からこれを選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、個人、団体を問わず各々1票とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法でもって表決し、もしくは書面又は電磁的方法により他の正会員に表決を委任することができる。ただし、いずれの場合においても、書面又は電磁的方法は、理事長宛てに提出するものとする。
- 3 前項の規定により表決した正会員にあっては、前2条及び次条第1項の適用についてはこれを総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者、又は表決委任者がある場合には、その数も記録する。)
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過及び表決の結果
- 2 理事長は、総会終了後速やかに議事録を作成し、議長及び総会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名、押印を受けなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

(議事録の保管及び閲覧)

第31条 前条の議事録は、事務局が保管し、正会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにそれらの変更の決定
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 借入金に関する事項
- (6) 会費の額

- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の4分の1以上の者から、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき
- (3) 第15条5項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定により、招集の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前に各理事に通知するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の者の出席をもって成立する。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 理事の表決権は、各々1票とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事にあつては、前2条及び次条第1項の適用については、これを理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者がある場合には、その数も記録する。)
 - (3) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
- 2 理事長は、理事会終了後遅滞なく議事録を作成し、理事会において選任された2人以上の議事録署名人から、署名押印を受けなければならない。

(議事録の保管及び閲覧)

第41条 前条の議事録は、事務局が保管し、正会員は、いつでも自由にこれを閲覧することができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業によって得られる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 年度の途中において事業計画及び活動予算を修正する場合は、理事会の議決に経るものとする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、当該年度の予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じた収益、費用を講じることができるものとする。ただし、一事業年度を超えてはならない。

- 2 前項の規定により行われた収益、費用は、新たに成立した予算の収益、費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けた後、総会の議決を得なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、これを次事業年度に繰り入れるものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の者の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の者の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

第10章 雑則

(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 阿部一能
副理事長 林 均
常務理事 葛西章史
監事 齊藤博之
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
正会員（個人・一口） 年額 3,000円
（団体・一口） 年額10,000円